
特集2

学校事務の新しい展開のために

はじめに

——幻想をうち砕くリアリズムこそ
教育改革のカギ——

公立学校の「学校選択の自由」つまり「学区制」廃止の提案は、社会経済生産性本部の「選択・責任・連帯の教育改革」の提起によると、次のような問題意識にもとづいている。「学区制は、家庭（親・生徒）から、学校を選択する自由を奪っている。一方、学校にも

学校経営と「学校選択の自由」

生徒を選ぶ（入学を断ったり、退学させたりする）権限がない。互いに選んだわけでもない教師と生徒が、仕方なく教室で対面する。このような出会いからは、教師と生徒の間、学校と家庭の間の信頼が育ちにくい。」

「学区制があった間、毎年一定の人数の新入生が入学するに決まっていたから、校長も教師ものほほんとしていられた。学区制がなくなれば、そんな保証はないので、親や子供の要求にこたえるために、今まで以上に真剣に教育を行わないといけなくなる。校長と教師が一体となって学校をよくしていこうとするチームワーク（連帯）が、どの学校にも求められる。このような意識の切り替えこそが、

宮崎県延岡市立東小学校

渡辺育己（わたなべ・としみ）

学区制の廃止にとって一番大事なことだ。」
（『選択・責任・連帯の教育改革』社会経済生産性本部）

こうした「学校選択の自由」の考え方は、義務教育の意味が、国が国民に課した「義務としての教育」から国民の「教育を受ける権利」へと発展していった結果必然的にもたらされたものといえることができる。国民が、この「教育を受ける権利」のより十全な行使を求めて、教育サービスの選択権＝「学校選択」権を主張するようになるのは自然の成り行きといえるからである。

といっても、こうした「学校選択の自由」の考え方が教育改革のキーワードとしてマスコミの注目を集めるようになったのは「臨教審」（1984～1987）以降のことである。その背景には香山健一氏の『学校は死んだ』という著書名にみられるような校内暴力に象徴される「教育荒廃」現象があり、その原因を公立学校の画一的な「管理教育」に求めた結果、その抜本的解決策として、教育の「自由化」が主張されたのである。

しかし、このような、当時の「教育荒廃」現象を学校の「管理教育」のせいにする論調は、はたして正しかったのであろうか。

最近話題を集めた『学校崩壊』という本の著者の河上亮一氏などは、その原因はむしろ、「子供の自由や個性を第一に考えてきた戦後教育」にあると指摘し、「教育の自由化」について次のような氏自身の見解を明らかにしている。

「子どもの自由や個性を第一に教育を考え

るというのは、義務教育をなくして教育の自由化につながるだろう。学びたい生徒だけが学ぶということになるのである。そのとき、人間にとって教育が必要か否か、子どもは放っておいて一人前の人間になれるのか、という問題にぶつかることになるだろう。学ぶ自由を主張することは、学ばない自由も認めること」である。

また、「仮に教育が必要だとしても、学校という場で行うか否かという問題がある。学校をつぶして完全自由化することだってできるのだ。しかしそのとき、個人にとっての教育だけでなく、社会にとって子どもを教育することにどんな意味があるのか、つまり、個人と社会の関係について考えなければならないだろう。自由や個性第一の社会になったのだから、学校も自由化、個性化せよ、というだけではあまりにも単純すぎるのである。」（『学校崩壊』P219）

ここで河上氏は、教育とりわけ義務教育段階の教育の、教科教育だけではない、子どもたちの「社会性を身につけるための教育」＝「社会的自立のための教育」の重要性について説いている。そして、「子どもの自由や個性を第一に教育を考える」という考え方をさらに押し進めて、単純に、学校を「自由化、個性化」すればよいといった考え方をすることの無責任さについて指摘している。

また、河上氏は、「ここ十年ほどの間の生徒たちの変化」について「“新しい子ども”の出現」という表現を用いてその実態を紹介している。要するに「社会的自立」のために必



要な基礎的訓練ができていないということで、「基本的な生活動作」ができないことや、他人を受け入れない「堅くて狭い自我」をもつようになったことなどが、現場教師ならではの具体的事例とともに紹介されている。

実は、「臨教審」当時の日本の教育システムに対する外国人研究者の評価は決して低いものではなかった。とりわけ日本の義務教育については、「生徒の家庭的背景が比較的同質なため生徒も割合均質的で、学習のレディネスもできている。欧米諸国と比べれば、概しておとなしく規律正しいため、教員は学級の秩序維持に大わらわになることなく、教授活動に専念できる」（『日本の教育—教育改革の理論と構造』市川昭午P76）といった評価がなされていたのである。

そこで、もし、河上氏の指摘するこのような事態が、「ここ十年の間に顕著になった」ということが事実であるとすれば、先ほど紹介した「臨教審」以降の自由化や個性化を押し進めた教育改革は意外な結果をもたらしたということになる。

というのは、なによりもその提案は「教育荒廃」の克服のために主張されたものであり、また、少なくともそれ以前は、「教員は学級の秩序維持に大わらわになることなく、教授活動に専念」できていたのに、「臨教審」以降の「自由化」の流れの中で学校の秩序が急速に崩壊していったことになるからである。

冒頭に紹介した社会経済生産性本部の「自由化」論も、こうした「臨教審」以降の「自由化」の流れの「意外な結果」をふまえて慎

重に検討して見る必要があるようである。

日本の組織における「経営責任」

国鉄の民営化をめぐる世間が騒然としていた頃、私が抱いていた疑問は、「なぜ、国鉄の職員は、自分たちの判断で駅を作ったり、乗客のニーズにあわせてダイヤをいじったりする権限、つまり、国鉄の経営権の獲得という点で一致できないのだろうか」という点だった。

経営権を回復しさえすれば、経営目標も出てきて労使関係も改善され、汽車も利用しやすくなり、乗客に対する態度も改善されるのではないかと考えたのである。

当時の国鉄の労使関係は険悪の極にあり、そうした職場環境の悪化が職員の乗客に対する態度にも如実に現れていた。私自身、改札口で駅員に怒鳴られたことも一再ではなく、また、車内で熱発してひどい悪寒にみまわれ救急用の毛布がないかたずねたときも“ない！”と一喝されるありさまだった。

また、列車ダイヤも特急ばかりで利用しにくく、鈍行列車はやたらに時間がかかった。小荷物の扱いもひどかった。

そんなひどい状況が「民営化」によって急速に改善されていったことはおどろくばかりであった。この改革の過程で、多くの国鉄職員とりわけ組合の分会長クラスの職員に多数の自殺者を出すなど悲惨な状況が生まれたが、とりわけ私がショックを受けたのは、国鉄民

営化の法案が成立した日のことであったかと思うが、民営化推進派のある集会で勝利の勝ち鬨が上げられるシーンをテレビで見たときであった。国鉄の職員は同僚間で戦争を戦ってきたのである。

一体、同僚間にこんなひどい戦争をもたらしたものは何だったのだろう。国鉄経営に本当に責任を負うべきは一体誰だったのか。それが、当時、私が怒りをもって感じた疑問だった。本当は彼らはその誰かによる「経営」の犠牲者なのではないか。

しかし、当時のマスコミの論調は、国鉄の累積赤字や職員のモラルの低下などのすべての責任が、被使用者である国鉄職員とりわけ組合にあるかのように論じていた。

日本人の組織が「共同体に転化することによってはじめて機能する」ということをわれわれに教えてくれたのは山本七平氏であるが、氏は同時に、「機能集団が共同体に転化することによって組織が自己目的化してしまう」という、日本人の組織の問題点についても指摘している。

近年、警察など仲間意識の強い閉鎖的組織の、その本来の職務を忘れたかのような身内のかばい合い体質が問題となっているが、こうした現象はわれわれのどの組織にもみられることである。

山本氏は、日本の組織はこのような問題点を持っているために「倒産」が避けられないと知っているが、先に見た国鉄の「倒産」劇などはあまりに悲惨というほかはない。では、こうした悲劇を避けるためにわれわれはどう

したらよいであろうか。

それは、機能集団としての組織の目的を明確にし、経営責任を問うシステムを構築するということであろう。そのことが被使用者である労働者の生命を守るためにも必要であることを、国鉄改革は如何なく証明しているように私には思われる。

教育の自由化と学校の経営責任

以上に述べた日本の組織における「経営責任」の問題は、私の勤務する地方教育行政組織においてもそのままあてはめることができる。私は、今日の教育改革の問題を考える場合の最大の問題点は、地方教育行政における学校経営の責任の所在が曖昧な点にあると考えている。

私自身、学校事務職員として、法令上学校経営の責任主体とされる市町村教育委員会の「有名無実」には悩まされ続けてきたし、また、実質的に地方教育界を支配する教員集団の「人脈構造」にも疑問を感じてきた。

こうした経験から、私は、学校の「経営責任」を、地方教育行政組織上明確にする必要性について訴え続けてきたし、また、学校における唯一の行政職員である学校事務職員をもっと有効に活用する方策についても提起してきた。

私を中心となって平成元年にまとめた宮崎県公立小中学校事務研究会の『学校事務理論検討委員会報告書』には、今後の教育改革の



方向として、①「教育を受ける側」の権利の回復、②「教育をする側」の責任体制の確立、③統一的な教職員制度の確立という3つの課題が提起されている。

こうした私自身の問題意識からすれば、冒頭に紹介した社会経済生産性本部の「学校選択」に関する提起は、「教育をする側」と「教育を受ける側」の権利・義務関係を明確にするという点において、私の主張と一致しているということができる。

しかし、それが、学校経営の最終単位を学校とし、学校経営上の権限（人事、財政、カリキュラム）の全てを校長にゆだね、教師は校長との個人契約制とし、その校長は、住民代表からなる学校理事会が採用しあるいは解雇するとしている点については、私は到底賛成することはできない。

このことについては、拙稿「10年後の学校事務を考える」（『学校事務』2000.1月号）においても言及したが、なぜ社会経済生産性本部の案がこのような非現実的な案になるかは、おそらく、こうした案を提起する人々に、義務制学校における教師の職務に対する「思い違い」があるからではないかと思われる。

つまり、その職務を、「転職市場」＝労働市場において有利な雇用条件を求めて渡り歩くベンチャー企業の専門職の職務と同様のものと考えているのではないかということである。

もちろん、小中学校の教師の中には、こうした専門職にならぶ力量を備えた人がいないわけではないし、また、そうした高度な専門性が不必要だといっているわけでもない。し

かし、一般的にあって、義務制学校の教員の仕事は、河上氏の本にも紹介されているとおり、子どもたちが社会人として自立するための基礎的知識や訓練を、繰り返し繰り返し、彼らがそれを身につけるまで辛抱強く教えることがその仕事の中心であり、児童・生徒に対する自己犠牲が要請される仕事なのである。

まして、公立小・中学校の場合は、私立学校の場合と違って児童・生徒を選んで入学させることはできない。いろいろな事情があって学校生活に適應できない子どもたちがいても、むしろ進んでそれを引き受け、社会人として自立するために必要な力を身につけさせるため、文字通り「献身」的に働きかけることが教師のモラルとされているのである。

そして、こうした点において日本の教師のモラルは決して低いものではない。

このことは、先に紹介した通り、日本の義務教育の国際的な評価をもたらした要因の一つとされてきたものだし、こうした人材の確保が、教師の身分の安定や一定の給与水準の維持によって担保されてきたことは疑いをいれない。

確かに、これが組織の「硬直化」をもたらしているとはいえる。だが、私は、これは地方教育行政組織全体に関わる問題と考える。従って、今日の教育問題の解決が、学校経営の最終単位を学校とし、教師の身分を校長との個人契約制とすることで可能になるとは思われない。

先に紹介した河上亮一氏は、「教育現場である学校は、子どもを一人前の社会人として

自立させるための教育を行う前線」であり、教育委員会はその後方支援基地としての役割を果たすべきである、として学校と教育委員会の関係について次のように自説を述べている。

「最近では校長から学校現場の指揮官であるという発想がほとんどなくなった。教育委員会が一番末端の役員として動く校長が多くなり、教育委員会からの指導を現場に徹底させることを第一に動いている。現場の兵隊が必死になって戦っているときに、優れた指揮官はおまへのやり方が悪いという言い方はしないものである。冷静に状況を判断し、たとえば今は負けているので後退せよといった指令を出し、犬死はさせないようにするものだ」(前掲書P202)

教育委員会と学校の、学校経営機能の分担をめぐる関係のあり方、前者の後者に対する指揮・監督、指導・助言あるいは支援・援助のあり方、そのトータルな学校経営上のシステム構成のあり方が問われているのである。

教育の“権威”をめぐるパラドックス

先の総選挙の争点として「いつになく」教育への関心が高かったという。その背景としては「まず第一に最近目立つ少年による凶悪犯罪があろう。犯罪にいたらないまでも、子どもたちの心がどこかと遠いところへ行ってしまったと感じている国民も多い。」

第二に「いじめや学級崩壊、学力低下など

学校の現状に対する不満」そして第三に「日本は来世紀も国際社会の中で生き延びていけるのか。(中略)・・・そんな不安をあげることができる。」(読売新聞2000.6.7『社説』)

また、読売新聞の本年4月の世論調査では「教育改革で最も大切なこと」のトップは「教員の資質の向上」だったという。つまり、教育は教員次第であって教員の資質がよくなればこうした今日の教育問題は自ずと解決されると、今でも多くの国民が信じ込んでいるのである。

しかし、読売新聞の『社説』が指摘しているような今日の日本の教育状況を解決することが、教員の個人的な資質の向上を図ることだけで本当にできるのだろうか。

このことは、学校教育の本質を考える上できわめて重要な問題を提起している。つまり、学校教育の可能性と限界の問題、わかりやすくいうと学校になにができてなにができないかという問題である。当たり前のことだが、学校は組織であって、組織として児童生徒の教育を引き受けている。

だが、教育は教員という一つの人格を介して行われるものであるかゆえに、今日の教育問題の多くが教員の個人的資質の向上によって解決可能であるかのような誤解が生じる。

河上氏は、朝日新聞のインタビュー記事の「子どもの抱える問題は教師と生徒という上下関係の中ではもう解決できない」という主張に対して、次のように反論している。

「昔も今も、生徒の抱える問題や悩みを解決するのが教師の中心的役割ではない。それ



ができないからと非難されても、牧師になれない教師の多いのは仕方のないことだ。私の場合、生徒から直接相談を受けないかぎり、生徒の内面に立ち入ろうとしたことはないし、私のような人間にそんな大それたことができるなど思ったこともない。仮に聞いたとしても、私は生徒の話の交通整理ができるくらいである。教師は学校で子どものある一面（生徒）と向き合っているだけなのである。子どもの悩みや問題をなんとかできると思うのは思い上がりではないか。」

「学校というところは、大人の社会の文化を生徒に組織的に教える場である。生徒は自分からすすんで文化を身につけたいと思うわけではないから、教育は基本的に“暴力的”なものであり、大人の側がそれにひるんでしまったら、子どもは大人になることはできず、社会で生きていくことも難しくなるだろう。そこで学校では、生徒が教師のいうことを聞くという関係がどうしても必要になってくるのである。それが教師の“権威”であり、それは地域の大人たちの共同性によって支えられていたものであった。(後略)」

ここで語られていることは、教師の仕事の可能性と限界の問題であろう。「子どもの悩みや問題を何とかできると思うのは思い上がりではないか」という教師にできることの限界についての認識と、「教育は基本的に”暴力的”なものであり、大人の側がそれをひるんでしまったら、子どもは大人になることはできず、社会で生きていくことも難しくなるだろう」という教師のできること、いやなす

べきことについての自覚という、この両者のパラドキシカルな関係にどう折り合いをつけるかという問題である。

私は、前者の認識については、教師の仕事の限界についての認識というより、むしろ、教師が子どものところを操作できると考える事の危険性、子どもの「内面世界」に対する謙虚さを求めているものだと思う。それと同時に、そうした子どもの「内面世界」と接する部分で、教師は子どもたちに対して「子どもが大人になるための基礎的学力や生活の仕方や社会性」を身につけさせるため“権威”をもって“ひるまず”教育指導に当たるべきだ、といていると理解する。

おそらく、これは教師のプロ意識の問題で、自分のできることとできないことをとれだけ明瞭に自覚できるかという問題であろう。確かに、教育の理想は、教師が子どもと同じ目の高さに立って「生徒の抱える悩みや問題を解決」しつつ人格的な感化を及ぼしていくことであると思う。

しかし、実際、私たちが学校で学んだことの多くは「知識や技能」そして「集団生活の仕方」であって、人格的な感化というのは、いわば“僥倖”としかいいようのないものであり、学校が組織的に準備できることではないのである。

読売新聞の世論調査にあるように、「教育改革の課題は教員の資質の向上」に尽きるとするなら、これを逆に言えば、あらゆる教育問題は「教員の個人的資質」の問題に帰着してしまう。だが、そんなことはないのである。

教員の資質が昔に比べて向上しているのは明らかなことだ。今の教師は昔の教師に比べればはるかに優秀である。問題は、それにもかかわらず「子どもたちの心がどこか遠いところへ行ってしまった」というように、教師いや大人と子どもの精神の乖離現象が起きているのである。

「教育においていつも変わらぬ原則は、自分が真に所有しているものだけしか、子どもに与えられないということです。」（「教育・その本質」S 32）とは福田恆存氏の言葉である。

学校が、今日の教育をめぐる困難な情況を乗り越えていくためには、このような教育の本質についての自覚に立って、教師がプロとしてできることとできないことについて、明晰な自己認識を持ち、社会に対して己の職務責任の範囲を明確にしていく必要があるのではないだろうか。

「学校選択の自由」の効果的運用

以上、学校の「経営責任」を明確にする必要があるということ。それを学校単位で完結させることは無理があること。それは教育委員会を含めた地方教育行政制度全体の課題としてとらえるべきであること。今日の教育問題の全てを「教員の個人的資質」の問題に帰すことはできないこと。むしろ、教師が教育のプロとしてできることとできないこと、その職務責任の範囲を明確にしていく必要がある

ることを論じてきた。

では次に、この「学校の経営責任」を明確にするということ、教師が担うべき職務責任の範囲を明確にするということ、これらと「学校選択の自由」との関係について私見を申し述べたい。

最近の新聞報道によると、文部省は国立大学の独立行政法人化をほぼ決定したとのことである。その目的は、「国立大学の運営は、教育研究の特性に照らし、自主性・自律性と自己責任を基本として行われるべきもの」であり、そのためには「教育研究及びそれを支える意思決定と実行の仕組みや、人事・財務等における大学の自主性・自律性を確保し拡充して行こう」というものである。

一言でいえば大学の経営責任を明確にするために、その組織を独立行政法人化しようとするものである。

これと同様に、私は、公立学校とりわけ市町村立学校の場合においても、学校の経営責任を明確にすることが、これからの地方教育行政のあり方を考える際の最重要課題になると考えている。

市町村教育委員会と都道府県教育委員会の学校経営上の二重管理構造の問題、教育委員会と自治体の長との教育財政権をめぐる問題、さらには県費負担教職員制度の矛盾の問題など、その抜本的解決をはかる必要があると考えているのである。

その具体策については、過去にも論じたことなので重複は避けるとして、ここでは「学校選択の自由」の考え方が「学校における経



営責任の明確化」という課題に照らして、どのように評価されるべきかということについて私見を申し述べたい。

先述した通り、私は、「学校選択の自由」を、「教育をする側」と「教育を受ける側」の権利義務関係を明確にするという観点から、その弊害をできるだけ少なくすることにつとめつつ、その適切な制度運用を図っていくことには賛成である。

しかし、社会経済生産性本部が提起した「自由化」論は、こうした観点より、教師の雇用関係を雇用者＝校長との自由契約制とすることに主眼がおかれていること。また、学校の経営責任者である校長は、学校単位に設置する学校管理機関である学校理事会との自由契約とすること。つまり、このように、学校経営責任者は校長ひとり、学校の管理組織は学校単位に設置する学校理事会という名のボランティア組織という“心細い”ことになるので、私は到底賛成できない。

そもそも、組織の経営が成功するか否かは、その経営権を行使するものの能力如何によるのであって、私は、公立小中学校の学校経営を有効に機能させるためには、相当規模の学校経営のプロ機関による学校のバックアップ体勢をとるほかないと考えている。

また、義務教育の社会共同性の担保ということについても、学校だけで調整できることではなく、地方自治体レベルから学校レベルまで多面的な意見調整のチャンネルを設ける必要がある。

しかし、「学校選択の自由」という考え方

については、先述したとおり、私は、「教育を受ける側」の権利の回復という視点から、その具体的な制度運用のあり方を検討する必要があると考えている。

その上で「教育をする側」の学校経営上の責任体制を確立していく必要があるということ。そして、そのためには、学校の負うべき責任の範囲を明確にする必要がある、つまり、「教育を受ける側」と「教育をする側」の権利義務関係を明確にする必要があると考えるのである。

そこで、この「学校選択の自由」の具体的な制度運用のあり方についてだが、私は、公立小中学校の学区が、教育の機会均等の観点から通学を容易にする近隣性の上に設定されていることから見て、学区＝校区は基本的に維持し、校区内に居住する児童生徒の校区内通学の権利を保障しつつ、特に校区外通学を希望するものについては、その制限を撤廃して届け出制による「学校選択の自由」を保証すべきではないかと考えている。

これによって、公立学校における「教育サービスの質」も問われることとなり、また、このことへの応答として、従来、有名無実であった「学校経営」が実質的な機能を備えていくことになる。

ただし、こうした「自由化」の措置とあわせて、学校に教育経営上必要となる出来るだけ多くの裁量権を委譲する必要がある。私は、教科書採択についても、教師の教育指導上の主体性を最も直裁に表現するものであり、学校採択とすべきと考える。

「学校選択の自由」について議論する際によく問題となるのは、こうした措置が学校間格差を生みだし、義務教育における機会均等を損なうことになるのではないかということである。

しかし、こうした「機会均等の原理」に反するような事態を現出しないよう総合的な調整をはかるためにこそ、私は、相当規模の学校経営上の見識とスタッフ力を有する、本格的な学校経営機関を設置する必要があると考えるのである。

このように、「校区外通学の制限の撤廃」による「学校選択の自由」は、「教育を受ける側」と「教育をする側」の権利義務関係を整理し、「教育を受ける側」のニーズに合った学校経営を可能にするという点で、大きな可能性を持っているということができる。また、こうした学校経営機能の高まりとともに、職員の経営参加意識も高まり、従来とかく画一的・閉鎖的と批判されがちであった公立学校教育の専門的リーダーシップを、開かれた責任あるリーダーシップへと高めていくことも期待される。

私自身の印象としては、今日の公立小中学校は「ゆとりの時間」や「生きる力」や「心の教育」そして今話題になっている「総合的学習」にしても、上から押しつけられている感じで、現場教師の主体性が尊重されていないような気がする。

一方、教師の側も、画一的で観念的な、リアリズムを欠いた議論に振り回される傾向が強く、教師にできることとできないことにつ

いての自覚に基づいた、地に足のついた教育改革論議が少なすぎるように思われる。

こうした現実を見るにつけ、もっと、教育の現場を、人間及び社会のリアリズムに引きつけて機能させる契機となるものはないものかといった思いに駆られる。

このことは先述したとおり日本の社会構造の弱点でもあるのだが、今日の地方の教育界においては、学校経営の責任主体が曖昧になっているということもあって、こうした現状が改善されないまま放置されることになっているのである。

幻想をうち砕くリアリズムこそ

では、地方教育行政における学校経営の責任主体はどのように設定すればよいであろうか。

私のその基本構想は、教育の最前線である学校に学校運営上必要となるできるだけ多くの裁量権を与える一方、それをより高度な専門的立場から総合調整、後方支援する公立学校経営のプロ機関（教職員の人事や教育財政等の調整権や専門的指導助言権を有する）を中間教育区（広域連合による）に設置すること。その学校経営のプロ機関は、その教育区を構成する地方自治体の代表等によって構成されるレイマンの学校管理機関（＝地方教育委員会）によって「住民統制」される、というものである。

また、その場合の教職員制度のあり方につ



いてであるが、教職員の中でも、教員については最も専門的自律性が求められる職であり、その資格は免許制によって担保されているのであるから、これを公務員制度の中におくなら、一定の割合で他の公務員や社会人からの登用枠を準備したり、同時に公務員制度全体の中で他の職種との異職種間交流の制度を生かすなどして、職の閉鎖性を打開し組織の活性化をはかる必要がある。

そのためにも、そうした学校経営上の高度の判断力や調整力を有する学校経営の専門機関の設置は不可欠で、こうした専門機関によるバックアップ体制があってはじめて、学校経営は効率的で実のあるものとなっていくのである。また、この学校経営のプロ機関の教職員と学校の教職員とは任用制度上交流が可能なものとすべきであり、その付属機関（カリキュラムセンター、研修センター、生活指導センター等）も含めた広範な人事交流が行われるべきである。

こうした改革提言は、他の組織から見れば

ごく当たり前のことを言っているように思われるかもしれないが、不思議なことに、今日の地方教育行政制度は、この当たり前の制度運用が不可能な、まことに奇怪としかいいようのない、日本人の組織構成原理の長所もほとんど発揮できない、人材を生かし切れないうまくわめて不効率なシステムとなっているのである。

こうした欠陥のあるシステムで、今日の様々な教育困難状況に有効に対処し得るはずがない。

「教育改革は教員の資質向上がすべて」という朝野を問わぬ信念は、公立学校という地方自治体が総掛かりになって運営しているこの巨大システムの、その組織及び運営のあり方を総点検する視点を没却せしめるものであり、幻想としかいいようのないものである。

幻想からは正しい判断は生まれぬ。まずは、教育をめぐるこうした幻想をうち砕くことから、今日の教育改革論議をはじめることが求められているのではないだろうか。

